

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）（抄）

改正案

現行

（傍線の部分は改正部分）

（行政文書の開示の実施の方法）

第九条（略）

2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第十四条第一項（第一号ニにあつては、同項及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第七条第一項）の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 文書又は図画（次号から第四号まで又は第四項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法（口から二までに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、行政機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合）に限り、ニに掲げる方法にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合（以下「電子開示請求の場合」という。）に限る。）

イ・ロ（略）

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を

光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能

（行政文書の開示の実施の方法）

第九条（同上）

2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第十四条第一項（第一号ニにあつては、同項及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第七条第一項）の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 文書又は図画（次号から第四号まで又は第四項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法（口から二までに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、行政機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合）に限り、ニに掲げる方法にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合（以下「電子開示請求の場合」という。）に限る。）

イ・ロ（同上）

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能

光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能

なものに限る。次項第三号ホにおいて同じ。)に複写したものの交付

ニ 当該文書又は図画の開示の実施を情報通信技術活用方法第七条第一項の規定により情報通信技術活用方法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法(別表一の項下において「情報通信技術活用法の適用による方法」という。)

二 四 (略)

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第十四条第一項の政令で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 二 (略)

三 電磁的記録(前二号、次号又は次項に該当するものを除く。)
次に掲げる方法であつて、行政機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの(へに掲げる方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。)

イ 二 (略)

ホ 当該電磁的記録を

光ディスクに複写したものの交付

へ 当該電磁的記録を電子情報処理組織(行政機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法(別表七の項下において「電子情報処理組織を使用する方法」という。)

四 電磁的記録(前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)
次に掲げる方法であつて、行政機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イからハまで及びへに掲げる方法(同号へに掲げる

なものに限る。次項第三号ホにおいて同じ。)に複写したものの交付

ニ 当該文書又は図画の開示の実施を情報通信技術活用方法第七条第一項の規定により情報通信技術活用方法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法(別表一の項下において「情報通信技術活用法の適用による方法」という。)

二 四 (同上)

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第十四条第一項の政令で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 二 (同上)

三 電磁的記録(前二号、次号又は次項に該当するものを除く。)
次に掲げる方法であつて、行政機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの(へに掲げる方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。)

イ 二 (同上)

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

へ 当該電磁的記録を電子情報処理組織(行政機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法(別表七の項下において「電子情報処理組織を使用する方法」という。)

四 電磁的記録(前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)
次に掲げる方法であつて、行政機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イからハまで
に掲げる方法

方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。）

ロ 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルのオーブンリールテープ（日本産業規格X六一〇三、X六一〇四又はX六一〇五に適合する長さ七百三十一・五二メートルのものに限る。別表七の項ナにおいて同じ。）に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X六一二三、X六一三二若しくはX六一三五又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）一四八三三、一五八九五若しくは一五三〇七に適合するものに限る。別表七の項リにおいて同じ。）に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X六一四一若しくはX六一四二又は国際規格一五七五七に適合するものに限る。別表七の項ヌにおいて同じ。）に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅三・八一ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X六一二七、X六一二九、X六一三〇又はX六一三七に適合するものに限る。別表七の項ルにおいて同じ。）に複写したものの交付

4・5 (略)
別表(第十三条関係)

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画(二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	百枚までごとにつき百円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	一枚につき百円に十枚までごとに七百六十円を加えた額
	ハ 複写機により	用紙一枚につき十円

ロ 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルのオーブンリールテープ（日本産業規格X六一〇三、X六一〇四又はX六一〇五に適合する長さ七百三十一・五二メートルのものに限る。別表七の項リにおいて同じ。）に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X六一二三、X六一三二若しくはX六一三五又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）一四八三三、一五八九五若しくは一五三〇七に適合するものに限る。別表七の項ヌにおいて同じ。）に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X六一四一若しくはX六一四二又は国際規格一五七五七に適合するものに限る。別表七の項ルにおいて同じ。）に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅三・八一ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X六一二七、X六一二九、X六一三〇又はX六一三七に適合するものに限る。別表七の項ヲにおいて同じ。）に複写したものの交付

4・5 (同上)
別表(第十三条関係)

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画(二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	百枚までごとにつき百円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	一枚につき百円に十枚までごとに七百六十円を加えた額
	ハ 複写機により	用紙一枚につき十円

<p>用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付</p>	<p>ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付</p>	<p>ヘ スキャナにより読み取ってきた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X</p>
<p>（A二判については四十円、A一判については八十円）</p>	<p>用紙一枚につき二十円（A二判については百四十円、A一判については百八十円）</p>	<p>一枚につき百二十円（縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、五百二十円）に十二枚までごとに七百六十円を加えた額</p>	<p>一枚につき百円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額</p>

<p>用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付</p>	<p>ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付</p>	<p>ヘ スキャナにより読み取ってきた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付</p>
<p>（A二判については四十円、A一判については八十円）</p>	<p>用紙一枚につき二十円（A二判については百四十円、A一判については百八十円）</p>	<p>一枚につき百二十円（縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、五百二十円）に十二枚までごとに七百六十円を加えた額</p>	<p>一枚につき五十円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額</p>

七 電磁的記録	二〇六（略）	
イ 用紙に出力し	（略）	<p>ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p>
用紙百枚までごとに	（略）	<p>一枚につき百二十円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額</p>
七 電磁的記録	二〇六（同上）	
イ 用紙に出力し	（同上）	<p>リ 情報通信技術活用法の適用による方法</p> <p>チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p>
用紙百枚までごとに	（同上）	<p>一枚につき百二十円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額</p>

						<p>(五)の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。</p>				
<p>ヘ 光ディスク（日本産業規格X）</p>	<p>ホ 光ディスク（日本産業規格X） ○六〇六及びX 六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。） に複写したものの交付</p>	<p>ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴</p>	<p>ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>ニ 用紙にカラーで出力したものの交付</p>	<p>ホ 光ディスク（日本産業規格X） ○六〇六及びX 六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。） に複写したものの交付</p>	<p>ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴</p>	<p>ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>ニ 用紙にカラーで出力したものの交付</p>	<p>つき二百円</p>	<p>つき二百円</p>
<p>一枚につき百二十円 に一ファイルごとに</p>	<p>一枚につき百円に一 ファイルごとに二百 十円を加えた額</p>	<p>用紙一枚につき十円</p>	<p>用紙一枚につき十円</p>	<p>用紙一枚につき二十 円</p>	<p>一枚につき百二十円 に一ファイルごとに</p>	<p>一枚につき百円に一 ファイルごとに二百 十円を加えた額</p>	<p>用紙一枚につき十円</p>	<p>用紙一枚につき二十 円</p>	<p>つき二百円</p>	<p>つき二百円</p>

						<p>(五)の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。</p>				
<p>ト 光ディスク（日本産業規格X）</p>	<p>ヘ 光ディスク（日本産業規格X） ○六〇六及びX 六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。） に複写したものの交付</p>	<p>ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴</p>	<p>ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>ニ 用紙にカラーで出力したものの交付</p>	<p>ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付</p>	<p>ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴</p>	<p>ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>ニ 用紙にカラーで出力したものの交付</p>	<p>つき二百円</p>	<p>つき二百円</p>
<p>一枚につき百二十円 に一ファイルごとに</p>	<p>一枚につき百円に一 ファイルごとに二百 十円を加えた額</p>	<p>用紙一枚につき十円</p>	<p>用紙一枚につき十円</p>	<p>用紙一枚につき二十 円</p>	<p>一枚につき五十円に 一ファイルごとに二 百十円を加えた額</p>	<p>用紙一枚につき十円</p>	<p>用紙一枚につき十円</p>	<p>用紙一枚につき二十 円</p>	<p>つき二百円</p>	<p>つき二百円</p>

<p>六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</p>	<p>ト 電子情報処理組織を使用する方法</p>	<p>チ 幅十二・七ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付</p>	<p>リ 幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付</p>
<p>二百十円を加えた額</p>	<p>一ファイルにつき二百十円</p>	<p>一卷につき七千円に一ファイルごとに二百十円を加えた額</p>	<p>一卷につき八百円(日本産業規格X六一三五に適合するものについては二千五百円、国際規格一四八三三、一五八九五又は一五三〇七に適合するものについてはそれぞれ八千六百円、一万五百円又は一万二千九百円)に一ファイルごとに二百十円を加えた額</p>

<p>六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</p>	<p>チ 電子情報処理組織を使用する方法</p>	<p>リ 幅十二・七ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付</p>	<p>又 幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付</p>
<p>二百十円を加えた額</p>	<p>一ファイルにつき二百十円</p>	<p>一卷につき七千円に一ファイルごとに二百十円を加えた額</p>	<p>一卷につき八百円(日本産業規格X六一三五に適合するものについては二千五百円、国際規格一四八三三、一五八九五又は一五三〇七に適合するものについてはそれぞれ八千六百円、一万五百円又は一万二千九百円)に一ファイルごとに二百十円を加えた額</p>

備考 (略)	八・九 (略)		
	(略)	幅三・八一ミ リメートルの磁 気テープカート リッジに複写し たものの交付	又 幅八ミリメー トルの磁気テー プカートリッジ に複写したもの の交付
	(略)	一卷につき五百九十 円(日本産業規格X 六一二九、X六一三 〇又はX六一三七に 適合するものについ ては、それぞれ八百 円、千三百円又は千 七百五十円)に一フ ァイルごとに二百十 円を加えた額	一卷につき千八百円 (日本産業規格X六 一四二に適合するも の)については二千六 百円、国際規格一五 七五七に適合するも の)については三千二 百円)に一ファイル ごとに二百十円を加 えた額
備考 (同上)	八・九 (同上)		
	(同上)	幅三・八一ミ リメートルの磁 気テープカート リッジに複写し たものの交付	又 幅八ミリメー トルの磁気テー プカートリッジ に複写したもの の交付
	(同上)	一卷につき五百九十 円(日本産業規格X 六一二九、X六一三 〇又はX六一三七に 適合するものについ ては、それぞれ八百 円、千三百円又は千 七百五十円)に一フ ァイルごとに二百十 円を加えた額	一卷につき千八百円 (日本産業規格X六 一四二に適合するも の)については二千六 百円、国際規格一五 七五七に適合するも の)については三千二 百円)に一ファイル ごとに二百十円を加 えた額